

議案第 5 号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条の表第21条第2項第2号の項中「地方公務員の育児休業に関する法律」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

第20条第2項中「地公法」を「地方公務員法」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の右に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第16条第1項中「定める者」の右に「(第19条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 19 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第 2 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(審議資料)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が令和7年4月1日に施行されることに伴い、仕事と介護の両立支援制度を拡充するほか、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

項目	現行	改正案
時間外勤務の制限	<u>3歳に満たない子のある職員</u>	<u>小学校就学前の子のある職員</u>
仕事と介護の両立支援制度の拡充	(新設)	① <u>介護を申し出た職員に対する個別の周知及び意向確認</u> ② <u>職員への仕事と介護の両立支援制度の早期情報提供</u> ③ <u>職場環境の整備（相談窓口の設置、研修の開催）</u>